

<開催報告>

AIPPI・JAPAN セミナー

「インドにおける知的財産制度の最新事情（インド特許庁の活動状況、特許及び商標の最新判例紹介）」

開催日時：平成 25 年 11 月 22 日（金）13：30～17：00

会場：愛宕東洋ビル 13 階 1301 講義室（金沢工業大学大学院 虎ノ門キャンパス）

講演者：ババット・ヴィニット 氏（インド弁理士、株式会社サンガム IP 代表取締役社長）

アール・パルタサルティール 氏（インド弁護士・弁理士、ラクシュミクマラン&スリダラン法律事務所シニアパートナー）

講演内容：

(1) インドにおける知的財産権の現状

- ・インドの特許、意匠、商標に関する出願、審査、権利化の状況（2004～2011）とインド特許庁の取り組みについて説明した。
 - ①登録特許、公開特許出願の検索データベース、新たなインターフェースを用いた検索システムの紹介。
 - ②2007 年よりオンライン特許出願システム開始、現状全体の半分の出願がオンライン出願である。通常出願の料金を高くしてオンライン出願を推奨している。
 - ③審査基準の公開（特許、意匠、商標、地理的表示）

・注目判例の紹介

- ①外国特許出願許可申請書とインドを受理官庁とする PCT 出願を同時に提出したケース、特許庁は外国特許出願申請書は受理したが、PCT 出願は不受理とした。→高裁の判断：外国特許出願許可の下りた日を PCT 出願の国際出願日とした。
- ②強制実施権「Natco 社（インド）VS Bayer 社（ドイツ）」：インド特許庁は Bayer 社の所有するガン治療薬特許に強制実施権を発動、本件はムンバイ高裁に上訴されている。
- ③審査請求期限の徒過：代理人の起源管理ソフトへの入力ミス、特許庁は審査請求を不受理、出願人は高裁に上訴したが、却下。一方、PCT 出願の国内移行期間を徒過したケースでは、高裁は 1 ヶ月の期間延長を認める判断を下した。

(2) 特許取消の事例研究

知的財産審判委員会（IPAB（Intellectual Property Appellate Board））が取消と判断した 3 事例の紹介。

- ①Glaxo Group Limited 特許（特許番号 221017）
 - ②Uniroyal Chemical 社特許（特許番号 213608）
 - ③Enercon India 社特許（特許番号 203552）
- ①、②の取消理由の 1 つは、インド特許法第 8 条違反（関連外国出願の審査情報提出義務違反）
- ③の取消理由の 1 つは、クレーム補正の遅れ（クレームを補正したにもかかわらず、その後、補正前の登録クレームの放棄に時間を要した）

(3) インド商標法の最新事情

- ・マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）の加盟（2013 年 7 月 8 日より施行）に伴う商標法改正及び商標規則改正（国際登録に関する規則、オンライン・国際出願システム、手続

の電子化)。

- 商標の権利行使の仕組み
 - ①裁判（民事、刑事）、②裁判外紛争解決手続（裁判外紛争処理（ADR）・仲裁、和解、合意）、
③警告
- 民事訴訟と刑事訴訟が同時進行するケースが多い。

インドの知財制度、無効審判及び権利行使の現状と要点が分かり易く解説されていた。



バパット・ヴィニット 氏



アール・パルタサルティール 氏